

○郡上市観光事業者経営安定化補助金説明書○

郡上市は、新型コロナウイルス感染拡大により、経営の安定に支障を生じている観光事業者に対して事業の継続を下支えし、これまで育てた人材の雇用を図るため、その施設の固定費の一部を補助します。

経営の安定に支障を生じている観光事業者とは、観光客のキャンセルが相次いだことによる客の減少に伴う売上の減少や、観光客の減少により土産物販売が減少したことに伴う売上の減少などの理由が当てはまります。

1. 支援の内容

市内に存する事務所および施設等において3か月以上事業を行っている観光事業者を対象として、売上高等が前年等と比較して20%以上減少が見込まれる場合に、その施設の固定費（光熱水費、通信費、賃借料＜動産の賃借料、家賃等に限る＞）について、1月当たり、法人は150万円、個人は20万円を上限に、2分の1に相当する額（千円未満は切り捨て）を最長4ヶ月分（令和3年6月～令和3年9月分）支援します。

◆補助対象とする固定費

補助対象となる固定費		補助金額
光熱水費	・水道料、下水道料、電気料、燃料等	左記の経費の 2分の1
通信費	・固定電話料、TV回線料、インターネット回線料等 ※携帯電話料金は対象外	
賃借料	・動産の賃借料等（※家賃を含む）	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・通信料や賃借料等で複数月や年払いとなっている請求については、対象月のみを月割りで計上して下さい。 ・請求書が家庭用と兼ねている場合は、税務申告と同様の案分率で計算して下さい。 ・コピー機等について、月額のリース料のみが対象となり、パフォーマンス料は対象となりません。 ・クレジットカード引き落としの場合はクレジットカードの利用明細と引落とし通帳の写しを併せて添付してください（補助対象月に引き落としされたものが補助対象経費となります）。 <p>※家賃の中に駐車場料金が含まれており、店舗家賃と駐車場料金が分けられない場合は「別紙 家賃計算表」を使用してください。</p> <p>※家賃に対する補助金を受けている場合は家賃は補助対象外となります。</p>	

◆補助金の上限

法人	個人
上限 150万円/月	上限 20万円/月

※令和3年6月～令和3年9月までの経費が対象となります。

※申請は、月毎に申請できます。なお、複数月をまとめて申請する場合でも、申請書類は月毎に分けてそれぞれ書類を作成する必要があります

2. 対象となる期間

◆補助の対象期間：令和3年6月1日から令和3年9月30日まで

◆補助の申請期間：令和3年12月28日まで

3. 対象となる事業者

(イ) 申請者が郡上市内で3か月以上事業を行っていること。

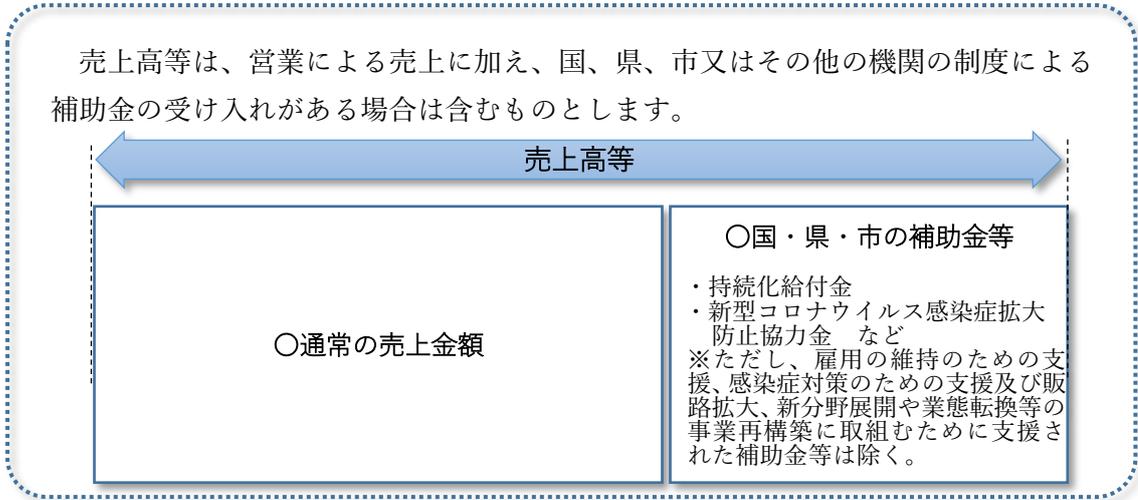
※市内に存する事務所および施設等において事業を行う方が対象となります。

(ロ) 下記の郡上市観光事業者であること。

遊興施設	スナック、ショットバー、パブ、カラオケボックス等
運動・遊技施設	スキー場、ゴルフ場等。 (但しボーリング場、ゴルフ練習場、室内スポーツ施設は除きます。)
集会・展示施設	博物館、美術館等
ホテル・旅館・民宿	ホテル、旅館、民宿、ペンション、コテージ、貸別荘等
食事提供施設	料理屋、飲食店、喫茶店等
土産物販売施設	郡上市特産の土産物を販売している施設
温泉施設	温泉を業としている事業者
旅行代理店	旅行商品を販売している事業者
交通事業者	観光バス、タクシーを業としている事業者。但し、路線バス等の一般乗合旅客運送事業については除きます。
体験事業者	アウトドアスポーツ、ラフティング、キャンプ場等
レンタル・リース事業者	スキー・スノーボードレンタル、レンタカー、リネン等
製造業	製菓、ハム、醤油、味噌、酒、食品サンプル等 (但し、郡上市特産の土産物を製造する事業者)

(ハ) 前々年等と比した売上高等の減少が、下記の①～③の条件のいずれかに当てはまる

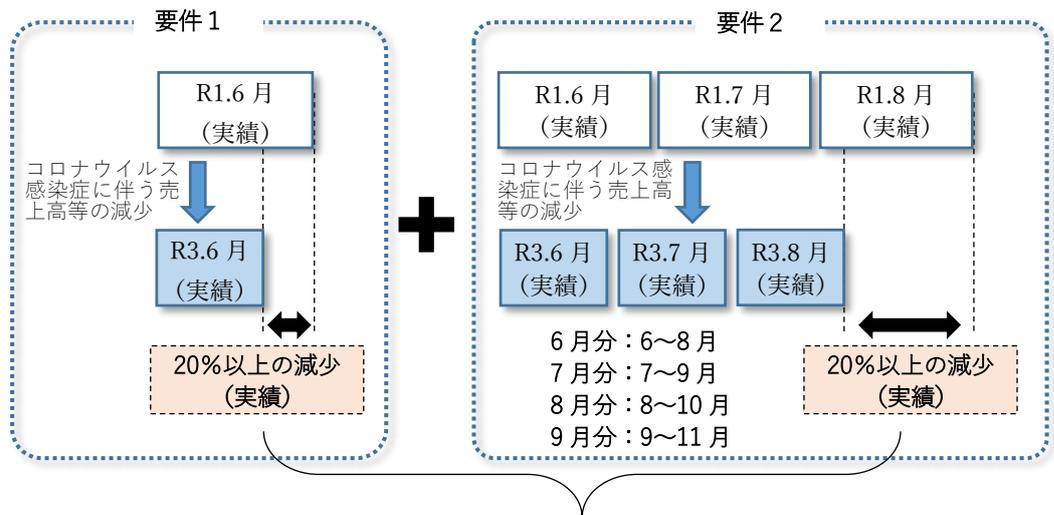
◆売上高等の算出



① 業歴が2年1か月以上で前々年比較ができる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前々年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前々年同期に比して20%以上減少していること。なお、売上高等には国、県、市又はその他の機関の新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援制度のうち、持続化給付金、休業要請に伴い支給される協力金を含むものとします。様式第3号①の記入欄に売上高等を記入して頂き、要件1及び要件2の両方で売上高等が20%以上減少している場合は補助の対象となります。

◆補助の対象となる売上高等の減少（対象期間内の6月分を例示）

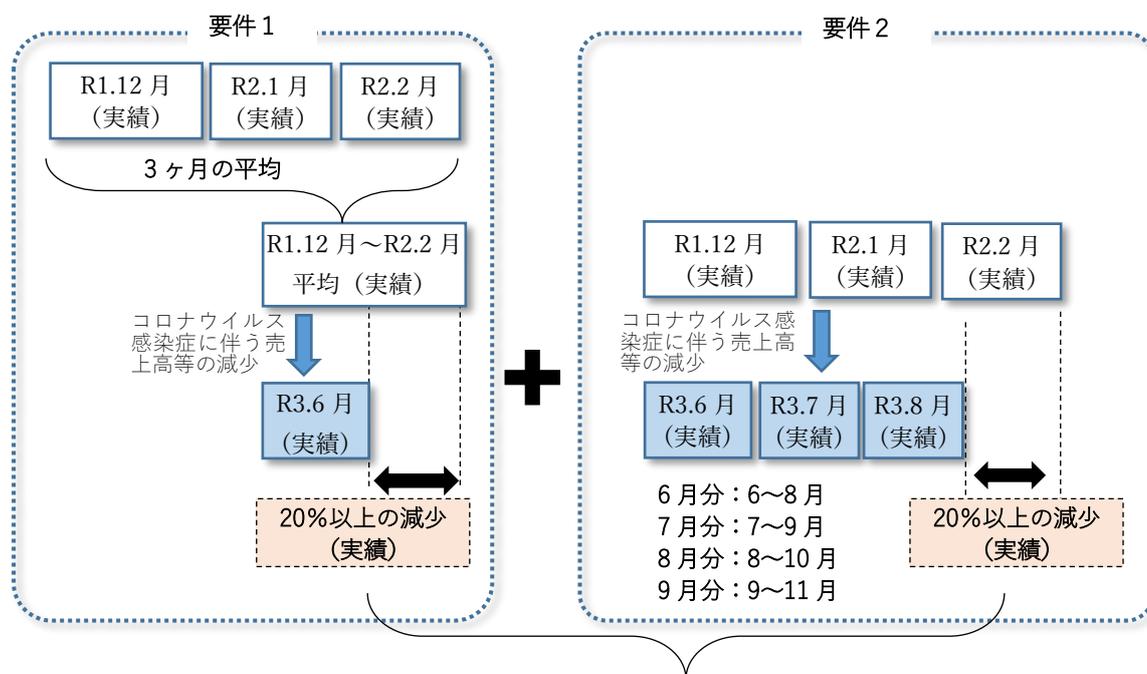


②前々年以降の店舗増加などにより、単純な売上高等の前々年比較では申請が困難な場合対象となります。

難な事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等と令和元年12月から令和2年2月の平均売上高等を比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等と、令和元年12月から令和2年2月の売上高等の3か月を比して20%以上の減少していること。なお、売上高等には国、県、市又はその他の機関の新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援制度のうち、持続化給付金、休業要請に伴い支給される協力金を含むものとします。様式第3号②の記入欄に売上高等を記入して頂き、要件1及び要件2の両方で売上高等が20%以上減少している場合は補助の対象となります。

◆補助の対象となる売上高等の減少（対象期間内の6月分を例示）



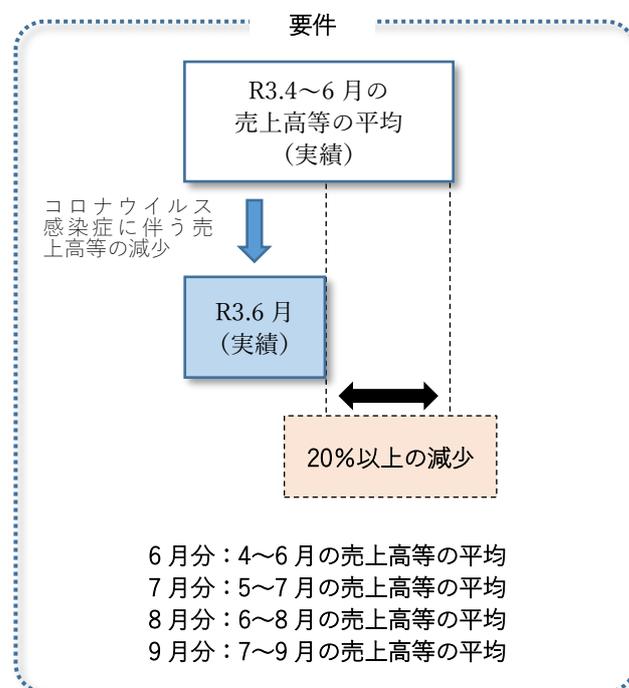
要件1及び要件2の両方で20%以上の減少がある場合対象となります。

③ 業歴が3か月以上2年1か月未満の事業者

業歴が3か月以上2年1か月未満である場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が、その前2か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。なお、売上高等には国、県、市又はその他の機関の新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援制度のうち、持続化給付金、休業要請に伴い支給される協力金を含むものとします。様式第3号③の記入欄に売上高等を記入して頂き、20%以上減少している場合は補助の対象となります。

◆補助の対象となる売上高等の減少

(対象期間内の6月分を例示 ※令和3年3月開業の場合)



(二) 市税の支払いに滞納がないこと。

4. 申請手続き

商工観光部観光課又は各振興事務所振興課へ申請に必要な書類を提出して下さい。

5. 提出書類

①補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	1通	<p>※登記してある社印、又は印鑑登録してある実印を押印。</p> <p>※補助事業対象経費積算書（様式第4号）で計算した補助金申請額を、補助金申請額欄に記入。</p> <p>※市税等に滞納がある方は申請できません。</p>
②誓約書	1通 （所在地、名称、氏名は必ず自署でお願いします。）	<p>※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類の写しを添付。</p> <p>（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等</p>
③売上高等計算書	1通	<p>※別途、対象月（実績）の売上台帳の写しを添付。</p> <p>※対象となる期間の、今後2か月の売上高等の根拠となる書類。</p>
④補助対象経費積算書	1通	<p>※補助対象経費積算書（様式第4号）に、補助対象となる月の光熱水費、通信費、賃借料（リース料、家賃等）を記入してください。</p>
⑤上記④において表記した金額及びその内訳が確認できる書類（請求書等）		<p>※A4コピー用紙に貼り付けてください。</p>
⑥上記⑤の書類の支払ったことが確認できる書類（領収書または通帳の写し）		<p>※クレジットカード払いのものは、クレジットカードの利用明細とクレジットカードの料金を支払ったことが確認できる書類をあわせて添付してください。</p>
【法人の場合】		
⑦確定申告書類	各1部	<p>確定申告別表（一）の写し 1部</p> <p>法人概況説明書（表・裏）の写し 1部</p> <p>※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。</p>
【個人の場合】		
⑧	確定申告書類（青色申告） 各1部	<p>確定申告第一表の写し 1部</p> <p>所得税青色申告決算書の写し 1部</p> <p>※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。</p>
	確定申告書類（白色申告） 各1部	<p>確定申告第一表の写し 1部</p> <p>収支内訳書の写し 1部</p> <p>※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。</p>
⑨補助金請求書	1部	<p>※補助金を受ける振込先口座名を記入し、通帳の口座名義及び口座番号が印字された面の写しを添付してください。</p>
⑩別紙 家賃計算表	1部	<p>※家賃の中に駐車場料金が含まれており、店舗家賃と駐車場料金が分けられない場合のみ提出</p>